

わが国の預金利子課税制度の変遷

全国銀行協会 金融調査部
小川 幹夫

1. はじめに
2. わが国の預金利子課税の現状
3. 所得税および利子課税に関する基礎的な理論の整理
4. わが国の預金利子課税制度の変遷
5. 「金融所得課税の一体化」議論への示唆等
6. おわりに

1. はじめに

1950（昭和25）年に実施された「シャープ税制」は、戦後のわが国税制の基礎を確立したと言われている。同税制は、所得税について、課税の公平を重視する観点から、様々な所得を合算して課税する「包括的総合課税」の考え方を採用し、わが国税制の中心に据えることとした¹。

その後、現在に至るまで、所得税については累次の改正が実施されてきたが、基本原則はあくまで「総合課税」とされ、例外として他の所得と分離して課税する「分離課税」が組み合わされてきた。この例外としての「分離課税」が適用される代表例が、預金利子等の利子所得に対する課税である。利子所得が総合課税の対象とされ、他の所

得と通算し、課税されたのは、わが国の預金利子課税の歴史上、わずかの期間のみである。

現在、政府税制調査会等において「金融所得課税の一体化」が議論されている²。今後、金融所得課税一体化の枠組みの中で、預金利子を含めた一体化が実現するとすれば、長らく分離課税とされてきた利子所得が、金融所得の範囲内ということではあるが、他の所得と通算して課税されることとなり、預金利子課税の歴史上、大きな転換点となる。

本稿では、このように、わが国の預金利子課税制度の転換につながる議論が行われていることを踏まえ、預金利子課税に係る基礎的な理論やこれまでの預金利子課税制度の変遷を整理し、それらから得られるインプリケーションを整理したい。

なお、本文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、全銀協の公式的な見解ではない。

2. わが国の預金利子課税の現状

まず、わが国の預金利子課税の現状を概観する。預金の利子は、わが国の所得税法上、「利子所

1 石（1993）によれば、包括的所得税はシャープ税制のシンボルであった。

2 新聞報道によれば、6月15日に政府税制調査会金融小委員会は「報告」をとりまとめるとのことであるが、本稿脱稿時（6月11日）にはその具体的内容は明らかとなっていない。

得」として取り扱われる。同法の定義（所得税法第23条）に基づけば、「利子所得」には、預金の利子のほか公社債（国債、社債等）の利子や合同運用信託および公募公社債等運用投資信託の収益の分配も含まれる³。

利子所得に対する課税の方法は、所得税法（本則）では総合課税の対象とされているが、租税特別措置法において他の所得と分離して一律に比例税率（所得税15%および住民税5%で合計20%）で課税することとされている（租税特別措置法第3条、他）。また、分離課税の税率と同じ税率で源泉徴収することとされている（所得税法第182条、他）ことから、結果として、利子所得に対する課税は源泉徴収により完了することになる。この課税の方式は「一律源泉分離課税」と呼ばれる。

なお、法人預金の利子については、預金利子を支払う銀行等の金融機関に支払調書提出義務が課されているが、すべての法人預金について提出が必要とされているわけではなく、①公共法人等が支払を受ける利子（所得税法施行規則第82条第2項第1号）、②普通預金等の利子（同第2号）、③1年に1回、同一人に対するその年中の利子等の支払金額を合計して支払調書を作成する場合には、その年中の利子等の支払金額3万円以下のもの（同第3号）、④同一人に対する1回の支払ごとに支払調書を提出する場合は、利子等の計算期間が6か月未満の場合は利子等の支払金額2500円以下、6か月以上1年未満の場合同5000円以下、1年以上の場合同1万円以下、のもの（租税特別措置法第3条の2、同法施行規則第2条の2）、等については、支払調書の提出は不要とされている。

源泉所得税額について見ると、平成14年度における銀行預金の利子に係る源泉所得税額（国税）

は約744億円、同じく郵便貯金の利子に係る源泉所得税額（同）は約9,425億円であった（国税庁調べ）⁴。

3. 所得税および利子課税に関する基礎的な理論の整理

金子（2004）に基づき、所得税および利子課税に関する基礎的な理論を、簡単に整理する。具体的には、所得税の課税ベースとなる所得の把握（計測）の仕方、および、所得税の課税の類型（方式）を整理し、そのうえでこれまで様々な形で主張されている理論を整理する⁵。

(1) 所得の把握（計測）の仕方

そもそも「所得税」とは個人の所得に対する税であり、所得税を課す際には、所得税の課税標準となる「所得」をどのように把握（計測）するかが問題となる。この所得の把握（計測）の仕方には、2つの考え方がある。

第1に、所得を「収入のうち消費に充てられた部分」とする考え方（「消費型所得概念」）がある。これは、担税力の基準を、各年度ごとの収入ではなく「長期間で見て平均化された経済力」とする考え方であり、実際には、その経済力を最もよく表していると考えられる消費支出を課税ベースとする。この考え方に基づけば、収入のうち貯蓄された部分は課税ベースから外れ、課税されないこととなる。

第2に、所得を「収入等（金銭によるもののほか現物給付等の経済的利益を含む）の形で新たに取得する経済的利益」とする考え方（「取得型所得概念」）であり、わが国のほか各国の所得税におい

3 ストリップス債（分離利息振替国債）の利子を除く（所得税法第23条、所得税法施行規則第18条）。

4 平成14年度の所得税収全体は約14.8兆円であった（財務省資料）。なお、銀行預金と比べて郵便貯金の利子に係る源泉所得税額が大きいのは、郵便貯金の主力が最長10年間課税が繰り延べられる定額貯金であるためである。

5 以下、(1)~(2)の内容は金子（2004）等に基づき記述。

てこの考え方が採用されている。この考え方においては、「所得の範囲」について2つの考え方があ
る。1つは、経済的利益のうち給与・利子・配当
等、反復的・継続的に生ずるもののみを所得とす
る考え方（「制限的所得概念」）であり、この考え
方に基づけば、例えば株式譲渡益のような一時
的・偶発的なものは課税対象とされない⁶。もう
1つは、すべての経済的利益を所得とする考え方
（「包括的所得概念」）であり⁷、利子や株式譲渡益
等の金融所得を含め、各種所得が包括的に課税対
象とされる。課税の公平性や所得税が持つ所得再
分配機能、景気調整機能の観点から、今日では「包
括的所得概念」を支持する国が多い。

(2) 所得税の課税の種類（方式）

所得税の課税の種類（方式）には、大きく分け
て2つの類型がある。

第1に、所得をその源泉や性質に応じていくつ
かの種類に区分し、各種類ごとに別々に課税する
「分類所得税」がある。分類所得税を採用する場
合、極端なケースでは、各所得ごとに控除の金額
や税率が異なる場合がある。

第2に、課税の対象とされる所得をすべて合算
したうえで、（一本の）累進税率表に基づく税率を
課す「総合所得税」がある。また、この総合所得
税制度において、特定の種類の所得を他の種類の
所得と合算せず、分離して課税することを「分離
課税」という。

わが国の現行所得税法は、所得をその源泉や性
質に応じて10種類に分類している（図表1）⁸。同時
に、原則として各種所得の金額を合算し、それに
一本の累進税率表に基づく税率を課すこととして
いる。このように、わが国の現行の所得税は、基

図表1 現行所得税法における所得の分類と金融関連の所得（例）

所得の分類	対 象	金融関連の所得（例）
利 子 所 得	公社債や預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託や公募公社債等 運用投資信託の収益の分配	預金の利子 公社債の利子
配 当 所 得	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、投資信託（公社債投資信託 および公募公社債等運用投資信託を除く）および特定目的信託の収益の 分配	株式の配当 株式投信の償還（解約） 益
不 動 産 所 得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶または飛行機の貸付けによる所 得	
事 業 所 得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生 ずる所得	
給 与 所 得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	
退 職 所 得	退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など	
山 林 所 得	所有期間5年超の山林の伐採または譲渡による所得	
譲 渡 所 得	資産の譲渡（建物等の所有を目的とする地上権の設定等を含む。）によ る所得	株式の譲渡益 株式投信の譲渡益
一 時 所 得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務 その他の役務または資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	保険の差益
雑 所 得	国民年金、厚生年金などの公的年金等 上記の各所得のいずれにも当てはまらないもの	為替差益 割引債の償還益

〔政府税制調査会資料等から作成〕

6 欧州諸国の所得税は、伝統的にこの考え方に基づいていると言われている。例えば、ドイツにおいては、現
在でも保有期間1年超の株式に係る譲渡益は非課税とされている。

7 米国の所得税は、この考え方に基づいており、米国のシャープ博士が中心となっておりまとめたシャープ勧
告においてもこの考え方が採用された。

8 これは、1887（明治20）年の所得税法制定以後、1947（昭和22）年まで分類所得税を採用していた名残といわ
れる（金子（2004）参照）。

本的には「総合所得税」であるとされているが、分離課税や租税特別措置が数多く組み合わせられており、理論に忠実な形での総合所得税とはなっていない。

第3に、1980年代以降北欧諸国において採用され⁹、近年わが国において議論の対象とされている「二元的所得税」は、「分類所得税」および「総合所得税」に次ぐ、新たな類型（方式）と考えられる。「二元的所得税」とは、所得を、給与等の「勤労所得」と利子・配当・株式譲渡益等の「資本所得」の2つに分け、「勤労所得」については累進税率を課す一方、「資本所得」については「勤労所得」とは分離して単一の比例税率を課すというものである（図表2）。「二元的所得税」は、前述の「分類所得税」と「総合所得税」を組み合わせた考え方ともいえる。わが国においては、「金融所得課税の一体化」が議論される中で、「二元的所得

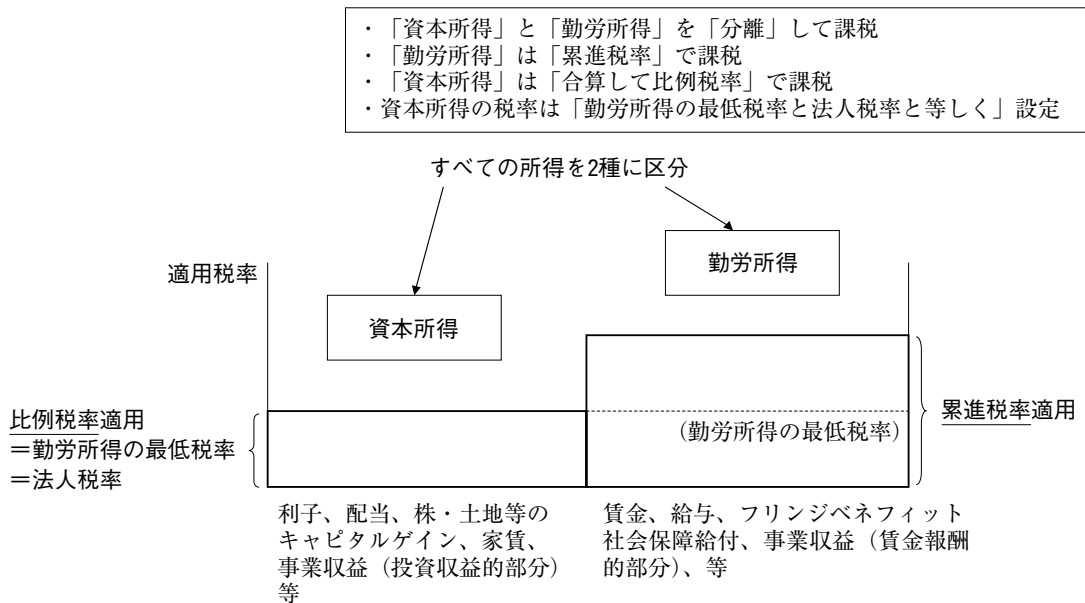
税」についても議論されてきた。

(3) 所得税の基礎的な理論と実際の制度との関係

所得税の基礎的な理論には、支出税論、包括的所得税論、最適課税論および二元的所得税論がある。これらを所得の概念や所得税の課税の類型（方式）をもとに整理すると、図表3のとおりである。

石・宮島・本間（1995）で述べられているとおり、これらの理論には一長一短があり、どれがよいという決め手はない。また、これらは、実際に制度を構築・改正するにあたり、理論的基礎を提供してきたことは確かであるが、必ずしも理論どおりに制度が構築されてきたわけではない。各理論を折衷したような考え方を採用しなければならない場合もあるし、理論的部分以外の、課税に係る費用等の制約を考慮しなければならない場合もある¹⁰。この結果、「4.」で見るとおり、実際の

図表2 二元的所得税の理論的仕組み



〔政府税制調査会資料から作成〕

9 北欧諸国においてこの仕組みが採用された理由としては、①「足の早い所得」への課税問題、②高金利下において住宅投資優遇税制を利用することにより、高額所得者層を中心に租税回避的な行動がみられたこと、等が指摘されている（森信（2004）等参照）。

10 例えば、現在のわが国の利子課税制度は、総合課税、支出課税および最適課税のおおのこの立場の妥協の産物に過ぎない、との指摘がある（石・宮島・本間（1995）参照）。

図表3 所得税の基礎的な理論の整理

	理論的整理		内容	特徴	問題点
	所得の把握(計測)	課税の類型(方式)			
支出税論	消費型所得概念		<ul style="list-style-type: none"> ○一生の間の所得は、各年の消費支出を一生にわたって積み上げたものにほぼ一致することに着目し、各期間の消費支出を課税ベースとするのが望ましいとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフサイクルにおける水平的公平を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○課税ベースの正確な把握が極めて困難であり、実行可能性に問題がある。
包括的所得税論	取得型所得概念(包括的所得概念)	総合所得税	<ul style="list-style-type: none"> ○担税力の指標として、新たに取得する経済的利益(所得)に着目し、1年間のあらゆる種類の所得を区別なく(包括的に)合算したうえで、課税ベースとすることが望ましいとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○課税ベースを漏れなく広く捉えることで水平的公平の達成を目指すとともに、累進税率を適用することと垂直的公平を達成することとを目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○適正・公平に執行するには、所得の把握体制が十分に整備される必要があることとが前提となる。
最適課税論	取得型所得概念(包括的所得概念)	分類所得税	<ul style="list-style-type: none"> ○労働、資本、土地等の生産要素について、それぞれの供給の価格弾力性が異なることを前提として、所得をいくつかに区分し、差別化した税率により課税することが望ましいとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○納税者の効用や社会厚生の両基準のウェイト付けの仕方等により結果が大きく異なるが、社会経済情勢の変化に応じて弾力的に税制を変更することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○納税者の効用や社会厚生の捉え方等により結果が大きく変わるため、政策決定に用いるには難しい面がある。
二元的所得税論			<ul style="list-style-type: none"> ○資本が労働よりも流動的であることを前提として、勤労所得に対しては累進税率により課税する一方、資本所得に対しては勤労所得に適用する最低税率以下の税率により分離課税することを望ましいとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○包括的所得税論と最適課税論を折衷したような考え方。 ○経済の国際化に鑑み、「足の速い」資本所得の流出に対する問題意識から、低い税率で課税する意義を見出す議論もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○両所得の範囲等について議論があるほか、所得の把握体制の整備についても問題がある。

[金子(2004)、政府税制調査会(2000)等から作成]

制度は、理論的な観点に加えて、実行可能性も考慮したうえで、構築・改正されてきたと言える。

4. わが国の預金利子課税制度の変遷

わが国の預金利子課税制度の変遷をまとめると、図表4のとおりである¹¹（以下、税率は国税（所得税）の税率をいう）。

なお、わが国の預金利子課税制度の変遷を見る場合、いわゆる「マル優」等の非課税貯蓄制度も併せて見るのが重要であるが、本稿は「預金利子課税制度」のみに焦点をあてているため、非課税貯蓄制度の変遷については割愛した（非課税貯蓄制度の変遷の詳細は石（1993）等を参照）。

(1) 1887（明治20）年（所得税法創設）～1946（昭和21）年

所得税法が創設されたのは1887（明治20）年であった。創設当時は、個人の所得すべてについて総合課税する制度であった。その後、1899（明治32）年の所得税法改正において、分類所得税の制度が創設された¹²。同制度においては、「第一種所得」は法人の所得、「第二種所得」は公社債の利子であり、銀行預金の利子は第一種所得および第二種所得に属さない個人の所得一般にあたる「第三種所得」とされ、総合課税の対象とされた。しかし、実際には広範な課税漏れが指摘されたことから、1920（大正9）年の所得税法改正の際に、銀行預金（当初は定期預金のみ）の利子の所得区分が「第二種所得」に変更され、実質的な意味で課税が開始された。また、定期預金以外の預金の利子に対する課税は1923（大正12）年に開始された。

なお、「第二種所得」に対する課税は源泉分離課税とされ、分離課税の税率（当初5%）と同率の源泉徴収が行われた。

その後、1940（昭和15）年の所得税法改正の際に、分類所得税と総合所得税を併課する制度とされ、総合所得税部分には源泉分離選択制度が導入された。これにより、総合所得税部分については、総合課税に代えて源泉分離選択税率15%により課税関係を終了することを選択可能とされた。

また、この間、数回にわたり税率の変更（引上げ）等の改正が行われた。

(2) 1947（昭和22）年～1949（昭和24）年

1947（昭和22）年4月、所得税法の全面的な見直しが実施され、従来の「分類所得税」は廃止、「総合所得税」に一本化された。ただし、預金利子については、20%の源泉徴収後申告納税することを原則としつつ、源泉分離選択制度（税率60%）が存続された。

(3) 1950（昭和25）年（シャープ税制）

同年4月には、「シャープ税制」が実施された¹³。同税制においては、所得税は総合課税とされ、預金利子に対しても20%の源泉徴収後に申告納税（総合課税）とされた。これに合わせて、源泉分離選択制度は廃止された。

しかし、シャープ税制は実施上の難点が多かったこと等から、翌年以降、様々な制度改正が行われた。

(4) 1951（昭和26）年～1952（昭和27）年

シャープ税制実施の翌年4月には、総合課税を基本としつつ、前年に廃止された源泉分離選択制度が復活した。預金者は20%の源泉徴収後に申告納税するか、50%の源泉分離課税を選択することとされた。

11 以下、(1)～(7)の内容は藤田（1963）、栗原（1985）等に基づき記述。

12 1899（明治32）年の所得税法改正の際に、源泉徴収および源泉分離課税が、わが国の所得税史上初めて実施された。

13 1949（昭和24）年のシャープ勧告では、「銀行利子には比例税で源泉課税を行い、その他の所得税は一切これを課すべきでないという提案についてはわれわれはいかなる長所をも発見できない」等の内容が勧告された。

図表4 預金利子課税制度の変遷（主な改正）

年次	制度の概要	源泉徴収税率	源泉分離選択税率
1887（明治20）年	所得税創設（すべての所得について総合課税）	—	—
1920（大正9）年	銀行の定期預金の利子に対する課税見直し（実質的な課税開始）	5%	—
1923（大正12）年	定期預金以外の銀行の預金の利子に対する課税開始	↓	—
1940（昭和15）年	源泉分離選択制度創設 ①銀行貯蓄預金の利子に対して、まず源泉徴収税率5%で分類所得税を源泉徴収。 ②さらに、総合所得税について、15%の税率による源泉分離課税（課税関係終了）を選択可能。	10% （その後30%まで引上げ）	15% （その後45%まで引上げ）
1947（昭和22）年	分類所得税廃止、総合所得税一本化（ただし、源泉分離選択制度も存置） 20%の源泉徴収後に他の所得と合算して申告納税するか、60%の税率による源泉分離課税か、を選択。	20%	60%
1950（昭和25）年	シャープ税制 源泉分離選択制度廃止。20%の源泉徴収後に他の所得と合算して申告納税。	↓	—
1951（昭和26）年	源泉分離選択制度復活 20%の源泉徴収後に他の所得と合算して申告納税するか、50%の税率による源泉分離課税か、を選択。	↓	50%
1953（昭和28）年	一律源泉分離課税制度創設 源泉分離選択制度廃止、税率10%による源泉分離課税制度に一本化。	10%	—
1954（昭和29）年	同年4月～1955（昭和30）年6月までの間、長期性貯蓄の利子は税率5%。	10% （長期貯蓄の利子は5%）	—
1955（昭和30）年	同年7月～1957（昭和32）年3月までの間、すべての利子が非課税とされた。	非課税	—
1957（昭和32）年	同年4月～1959（昭和34）年3月までの間、長期性貯蓄の利子は非課税、その他の利子は10%の源泉分離課税。	10% （長期貯蓄の利子は非課税）	—
1959（昭和34）年	同年4月に長期貯蓄の利子非課税制度廃止。全ての預金の利子について10%の源泉分離課税に統一。	10% （その後5%～15%に改正）	—
1971（昭和46）年	源泉分離選択制度復活、申告不要制度創設 ①定期性預金の利子について、15%の源泉徴収後に他の所得と合算して申告納税するか、20%の税率による源泉分離課税か、を選択。 ②要求払い預金の利子について、申告不要制度を創設。この結果、源泉分離課税制度に代えて、確定申告により源泉徴収税額の還付も受けることができる制度とされた。 ③源泉分離課税が選択された利子、源泉分離課税が選択されなかった利子のうち一定額以下のもの、および、要求払い預金の利子以外の利子について、支払調書提出義務付け。	15% （その後20%に引上げ）	20% （その後35%まで引上げ）
1988（昭和63）年	一律源泉分離課税制度復活 源泉分離選択制度廃止。税率15%の源泉徴収により課税関係が終了する源泉分離課税制度に一本化。	15%	—

〔藤田（1963）、栗原（1985）、政府税制調査会資料等から作成〕

(5) 1953 (昭和28) 年～1970 (昭和45) 年

この間、①1953 (昭和28) 年1月には源泉分離課税制度に一本化 (源泉分離選択制度は廃止) され、税率は1954 (昭和29) 年3月までの間10%、②1954 (昭和29) 年4月から1955 (昭和30) 年6月までの間、預入期間1年以上の長期性貯蓄に対する税率を5%に引下げ、③1955 (昭和30) 年7月から1957 (昭和32) 年3月までの間、全ての預金の利子を非課税、④1957 (昭和32) 年4月から1959 (昭和34) 年3月までの間、長期性貯蓄の利子は非課税、その他の預金の利子は税率10%で源泉分離課税、⑤1959 (昭和34) 年4月から1970 (昭和45) 年12月までの間、全ての預金の利子について源泉分離課税 (税率は5%～15%の間で改正)、と様々な制度改正が実施された。

(6) 1971 (昭和46) 年～1987 (昭和62) 年

1971 (昭和46) 年1月に源泉分離選択制度が復活した。納税者は、源泉徴収 (源泉徴収税率は導入時15%、その後20%に引上げ) 後に申告納税をするか、または、源泉分離選択税率 (導入時20%、その後35%まで引上げ) による源泉分離課税を選択可能とされた。

また、普通預金等のいわゆる要求払い預金の利子については、それまでの源泉分離課税に代えて、新たに申告不要制度が創設された。同制度においては、源泉徴収税率 (導入時15%、その後20%に引上げ) による源泉徴収で課税関係を終了することも可能である一方で、申告により源泉徴収税額の還付を受けることも可能とされた。

こうした改正により、預金利子の支払いをする金融機関は支払調書の作成・提出が義務づけられたが、①源泉分離課税が選択された定期預金等の利子、②源泉分離課税が選択されなかった定期預金等の利子で、利子の金額が一定額以下のもの、および、③申告不要制度の対象となる要求払い預

金の利子、については、支払調書の提出は不要とされた。

なお、その後、1980 (昭和55) 年度税制改正においては、「少額貯蓄等利用者カード制度」 (いわゆるグリーンカード制度) の導入が決定されたが、その後政府・与党等における議論を経て、実施されないまま廃止された (この間の経緯の詳細等については、和田 (1985)、石 (1993)、全国銀行協会連合会他 (1997) 等を参照)。

(7) 1988 (昭和63) 年～現在

1988 (昭和63) 年4月から、15%の源泉徴収のみで課税関係が完結する一律源泉分離課税制度が創設され、従来の源泉分離選択制度は廃止された。その後、現在に至るまで、同制度が適用されている。

利子所得に対する課税が一律源泉分離課税とされている¹⁴理由については、政府税制調査会 (2000) において、「利子については、大量に発生すること、その元本である預貯金等が多様で、容易に商品間の代替が可能であることなどの特性を踏まえ、納税者番号制度などの所得の捕捉体制が整備されていない下で、実質的な課税の公平の確保に加え、課税の費用面、手続面などからの諸制約も考慮して、所得税15%及び個人住民税5%の一律源泉分離課税が採られています。」とされている。

これを預金の利子について見ると、①「大量に発生すること」については、預金口数を見ると容易に理解できる (図表5)。近年、口座数は減少傾向が見られるものの、日本銀行『金融経済統計月報』によれば、2003 (平成15) 年3月末時点の国内銀行の要求払預金および定期性預金等のうち、個人預金の口数合計は約8.77億口である¹⁵。預金種別に考えると、例えば普通預金 (2003 (平成15) 年3月末の個人の口数は約2.88億口) については、年2回払いを行うのが一般的である。一方、定

14 なお、同措置が憲法第14条、第25条等に反しない旨の判例がある (大阪高裁判決1991 (平成3) 年5月17日)。

15 一般法人等の預金の口数を合計すると、2003 (平成15) 年3月末で約9億口である。

期預金（同約5.48億口）については、預入期間1年以内（例：1か月もの、3か月もの、6か月もの）の預金は満期時に利払いが行われるほか、預入期間1年超の定期預金でも中間利払いが行われる商品については1年間に1回以上の利払いが行われる（収益満期一括受取り型の商品は満期時のみ利払いが行われる¹⁶）。この結果、個人預金者のみ考えても、9億口近い預金に対して、1年間に数億回～十数億回の利払いが発生していると考えられる（郵便貯金を併せて考えると、全体では数十億回の利払いが発生していると考えられる）。

②「元本である預貯金等が多種多様で、容易に商品間の代替が可能であること」については、金利自由化等の進展とともに各金融機関から多様な預金商品が提供されていることは周知のとおりであり、また、商品間の代替、移動が容易であることについては、金利が大きく変動する際に、預金商品を含む金融商品間で資金の移動（シフト）があることがしばしば話題になることから想像可

能である。

さらに、「実質的な課税の公平の確保に加え、課税の費用面、手続面などからの諸制約も考慮」すると、現行の一律源泉分離課税は、理論的な整合性についての議論を別として、現実的な制度であると考えられる¹⁷。

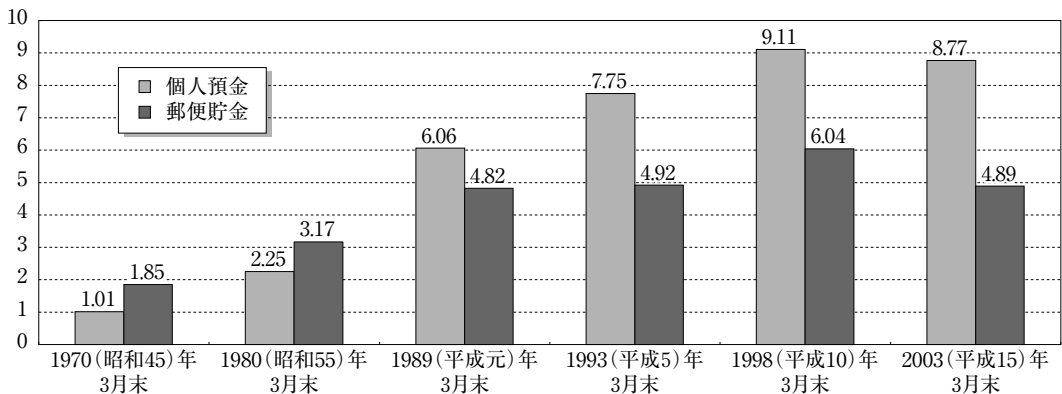
5. 「金融所得課税の一体化」議論への示唆等

所得税および預金利子課税に係る基礎的な理論および預金利子課税制度の変遷を見たうえで、現在行われている「金融所得課税の一体化」議論、特に預金利子を含めた「金融所得課税の一体化」に対するインプリケーションを整理すると、以下のとおりである。

(1)所得税および預金利子課税に係る理論は複数あるが、いずれも一長一短である。「金融所得課

図表5 全国銀行預金（個人預金）及び郵便貯金の口座数の推移

口座数（億口、億枚）



- (注) 1. 個人預金は「預金者別預金統計調査」（日本銀行）による。
2. 郵便貯金は総務省郵政企画管理局調べによる。なお、1970（昭和45）年3月末の計数には、旧外地預金、戦災貯金等を含んでいる。

〔政府税制調査会資料から作成〕

16 このため、満期時まで課税が行われないこととなる。本件は「複利型の預貯金商品に係る課税繰延べ問題」として、課税上問題があるとの指摘があり、例年、与党の「税制改正大綱」において「検討事項」として指摘されている。

17 例えば石（1993）は、現行の一律源泉分離課税制度は、各種の税理論（図表3参照）からみると性格が曖昧であるとし、税負担の公平性の点で問題（高所得者ほど税負担が軽減されていること、納税義務のない低所得者への還付制度がないこと）があるとしている。

税の一体化」について、これらを参考に理論的な検討を行うことは必要であるが、具体的な制度の構築にあたっては、制度の実行可能性に十分配慮することが必要であること。

- (2)大量発生等の預金利子の特徴は今後も変わらないものと考えられることから、具体的な課税方式について考える際、現実的な対応として、わが国において一貫して採用されてきた源泉徴収を組み合わせた制度とすることが考えられること。
- (3)「金融所得課税の一体化」により預金利子を他の所得と合算して課税することは大きな制度改正であり、実施する場合には、納税者や金融機関等における準備期間に配慮すること。
- (4)これまで、預金利子に係る源泉徴収税の還付が実施された例は多くないと考えられることから、「金融所得課税の一体化」により同還付が実施されることとなる場合には、納税者（預金者）および徴税当局の双方における準備期間に配慮すること。

等が指摘できる。

これらのインプリケーションを踏まえて、全くの私見であるが、預金利子を含めた「金融所得課税の一体化」が実施された場合の仕組みを考えると、例えば以下のようなイメージが考えられよう。

- (1)（預金利子の特徴（大量発生等）に鑑み）全ての預金利子について、一定の税率（例：20%）により源泉徴収を実施。
- (2)銀行等の預金取扱金融機関は、税務当局へ支払調書を提出するとともに、預金者に対して何らかの方法で支払利子額を通知。
- (3)納税者（預金者）は、預金利子と他の金融所得（例：株式譲渡損）との間で損益通算を行い、そのうえで納税者が申告納税（実際には還付申

告）。

こうした制度においては、多数の申告が行われる可能性があることから、納税者、徴税当局および金融機関にとって十分な準備期間が必要である。

また、制度運営にあたって、納税者（預金者）の名寄せのために納税者番号制度が必要か、導入する場合にはどのような仕組みで導入するか、という非常に難しい問題がある。この点は、国民的なレベルでの十分な検討が求められよう。さらに、納税者の申告を容易にするため、何らかの工夫も組み合わせなければならない可能性がある¹⁸。

銀行等の金融機関の立場からは、実務面への負担に配慮することを望みたい。例えば支払調書について過去の例を見ると、1971（昭和46）年1月から1988（昭和63）年3月まで実施されていた制度においては、個人に対する預金利子の支払についても支払調書提出が原則とされていたが、一定の要件を満たすものは、支払調書提出不要とされていた。また、現行制度では法人預金について支払調書の提出が義務付けられているが、前述したように、例外が設けられている。新制度を構築する場合には、こうした先例を参考にしつつ、制度の円滑な運営のため、銀行等の預金取扱金融機関の実務に配慮することが必要不可欠である。

6. おわりに

わが国を含め主要国においては、所得税（個人所得税）は、消費税等と並んで「基幹税」とされ、国の税収の中心的な存在と位置付けられている¹⁹。その一方で、「3.」で見たとおり、所得税および預金利子課税をめぐるのは複数の理論があ

18 例えばスウェーデンでは、課税当局が申告書を作成後、納税者に送付し、納税者がある内容を確認し、返送（申告）する仕組みがとられている（修正不要であれば電話による連絡でも可）。

19 わが国の税収の推移を見ると、所得税収は、近年、一般会計税収計の3分の1程度を占めている。

り、唯一正しいものが存在するわけではなく、一長一短といえる。実際、各国の制度は各国の事情を反映して様々であり²⁰、同じ国であっても時代によって様々な改正が行われてきた。わが国の預金利子課税制度も、「4.」のとおり様々な変遷を経ている。これは、理論的な側面だけでは、普遍的な制度を構築することが難しいことを示唆していると考えられる。

最後に、「2.」および「5.」で述べたとおり、新制度の検討にあたっては、理論的な側面からのアプローチは当然重要であるが、実務的な側面からも、関係者の意見を十分に聴取し、実行可能性に最大限配慮することが必要であることを強調したい。 □

〔参考文献〕

石弘光 (1993) 『利子・株式譲渡益課税論－所得税のアキレス腱を検証する－』 (日本経済新聞社)
 石弘光・宮島洋・本間正明 (1995) 「座談会『今後の資産課税のあり方について』－利子課税問題を中心に－」 『金融』 1995年5月号 (全国銀行協会連合会)

金子宏 (2004) 『租税法 (第九版増補版)』 (弘文堂)
 栗原るみ (1985) 『日本の預金利子課税制度』 (日本経済評論社)
 経済法令研究会編 (1976) 『預金税務総覧－利子課税と非課税手続－』 (経済法令研究会)
 政府税制調査会 (2000) 「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」
 政府税制調査会 (2003) 「少子・高齢社会における税制のあり方」
 政府税制調査会金融課税小委員会 (1997) 「中間報告」
 全国銀行協会連合会・社団法人東京銀行協会 (1997) 『銀行協会五十年史』
 濱中一夫監修 (1988) 『詳解・預金税務総覧－新利子課税制度と非課税手続－』 (経済法令研究会)
 藤田幸弘 (1963) 「個人の利子所得に対する課税制度の沿革」 『金融』 1963年1月号 (全国銀行協会連合会)
 森信茂樹 (2004) 「勤労所得と資本所得を別個の税体系として構想する－貯蓄から投資への政策目的に合致する『二元的所得税論』－」 『週刊金融財政事情』 2004年4月12日号 (社団法人金融財政事情研究会)
 和田耕志 (1985) 「昭和60年度税制改正の動向 (上・下)」 『金融』 1985年3月号・4月号 (全国銀行協会連合会)

図表6 利子課税制度の国際比較

項目	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	源泉分離課税 (所得税15% + 住民税5%)	総合課税 (10~38.6% + 地方税)	総合課税 (他の通常所得に上積みした場合の限界税率に応じ、軽減税率(10%)のブラケットに属する部分は10%、基本税率(22%)に属する部分は20%、それ以外の部分は40%で課税)	総合課税 (20.0~48.5% + 連帯付加税)	総合課税 (7.05~49.58%)と源泉分離課税との選択
源泉徴収	20% (住民税5%を含む。)の税率で源泉徴収を行う。	源泉徴収は行わない。ただし、納税者番号を申告しなかった者等は30%の税率で源泉徴収される。	20%の税率で源泉徴収を行う。	30% (転換社債等については25%)の税率で源泉徴収を行う。(利子等について年間1,550ユーロの貯蓄者控除が存在する。)	源泉分離課税を選択した場合、税率は25% (所得税15% + 付加税10%)

〔財務省資料から作成〕

20 主要国の利子課税制度については、図表6参照。